

障害者地域生活支援事業（車両移送支援事業）に関する運行管理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、歩行が著しく困難で車いす等を使用している者及び寝たきりで既存の交通機関を利用することが困難な在宅の重度障害者等に対しリフト付ワゴン車又は車いす対応軽自動車（以下「福祉自動車」という。）を運行することにより、その移動手段を確保し、もって障害者等の積極的な社会参加と福祉の増進を図る事を目的とする。

（事業の実施主体）

第2条 この事業の運営主体は、石井町とする。ただし、この事業を社会福祉法人石井町社会福祉協議会（以下「石井町社協」という。）に委託して実施するものとする。

（利用対象者）

第3条 福祉自動車の利用対象者は、石井町に住所を有する次の各号の一に該当する者で介護者を必要とする者とする。ただし、利用することにより身体に異常をきたす恐れのある者は除く。

- （1） 重度の下肢機能障害により、車いす等を使用しなければ歩行が著しく困難な者
- （2） 寝たきりで、単独で行動することが困難な者
- （3） 重度の知的障害により、公共交通機関を利用する事が困難な者
- （4） 前各号の規定に該当する者の介護人
- （5） その他特に石井町社会福祉協議会会長が必要と認められた者

（運行の業務）

第5条 福祉自動車の運行業務は、次のとおりとする。

- （1） 公的機関への用務のための外出
- （2） 公共団体、社会福祉団体等が行う研修会、講習会へ参加するとき
- （3） 病院、診療所等受診のための外出
- （4） その他、住民生活に資すると認められる外出

2 福祉自動車の運行範囲は、県内のみとする。

（運行の日時）

第6条 福祉自動車の運行休業日は、次のとおりとする。

- （1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2） 12月29日から翌年1月3日まで

2 運行は原則として、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

（登録）

第7条 福祉自動車利用者は、あらかじめ石井町社協に福祉自動車利用登録カード（様式第1号）により登録しておくものとする。

(利用申請及び経費)

第8条 福祉自動車利用者は、前第7条により登録後使用時の前日前までに福祉自動車利用許可申請書(様式第2号)及び確約書(様式第4号)により石井町社協会長に提出しなければならない。

ただし、緊急やむをえない場合は、電話等により申請し許可を受け、後日速やかに申請書を提出するものとする。

2 福祉自動車利用者より、申請があった場合、石井町社協会長は速やかにその可否を決定し、利用申請者に福祉自動車利用決定通知書(様式第3号)を電話または書類をもって通知しなければならない。

3 利用料は無料とする。ただし、有料道路・有料駐車場を利用するときは利用者負担とする。

(利用の変更等)

第9条 石井町社協会長は、福祉自動車の故障等、特別理由により福祉自動車の運行ができない場合は、前条第2項の決定を取り消すことができる。

2 利用申請を受けた利用者が、自己の都合で前条の申し込み条件を変更しようとするときは、速やかにその旨を石井町社協会長に申し出なければならない。

(介護者)

第10条 福祉自動車の利用は、介護者の添乗を原則とする。

2 介護者は原則として、利用者において配慮するものとする。

(運転者)

第11条 運転者は、石井町社協が配置する。

(点検)

第12条 運転者は、福祉自動車の運転前に必ず点検を行い、福祉自動車運行点検表(様式第5号)に記録しなければならない。

2 運転者は、運行終了後福祉自動車運行点検表の内容について点検し、異常のあるときはその結果を石井町社協担当者に報告しなければならない。

(携帯物の確認)

第13条 運転者は、運行にあたって次の各号に掲げるものを必ず携帯しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 自動車車検証または届出済証
- (3) 損害賠償責任保険証
- (4) 工具
- (5) その他運行に必要なもの

(保管)

第14条 運転者は、運行終了後福祉自動車の清掃を行い、所定の場所に格納し、鍵を石井町社協担当者に返納しなければならない。返納された鍵は所定の場所に保管しなければならない。

(利用の制限)

第15条 福祉自動車は、この目的以外に使用してはならない。ただし、石井町社協会長が定める場合はこの限りではない。

(整備)

第16条 運転者は常に福祉自動車の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに石井町社協担当者に届けを行い石井町社協担当者はこれを整備することとする。

2 運転中のパンク等の修理は、運転者の判断により行うことができる。ただし、修理を行った箇所、業者名及び費用は帰着後直ちに石井町社協担当者に報告するものとする。

3 福祉自動車の外注修理を必要とするときは、石井町社協担当者に報告をしなければならない。

(報告)

第17条 運転者は、運転終了後その運行状況、燃料の補給状況及び修繕状況を福祉自動車運転日報(様式第6号)に記入し、石井町社協担当者に報告しなければならない。

(車両の故障)

第18条 車両の故障については、明らかに運転者の故意により生じたと認められる故障以外は、石井町社協において措置するものとする。

(事故の処理)

第19条 利用者及び運転者は、福祉自動車による盗難または事故処理等を起こした場合は次の各号に定めるところにより処理するものとする。

2 利用者または介護人及び運転者は、事故が発生したときは、直ちに石井町社協担当者及び警察官に通報し、その指示に従わなければならない。

3 負傷者が出たときは、まず負傷者の救助を考え救急車の出動を要請する等一刻も早く応急処置をとること。

4 利用者及び運転者は、加害または被害を問わず石井町社協担当者の許可なく事故相手方と話し合いを行わないこと。

5 利用者および運転者は、事故が発生したときは、速やかに交通事故報告書(様式第7号)を石井町社協担当者に提出すること。ただし、運転者が負傷により提出ができないときは資料に基づき石井町社協担当者が代行すること。

(示談)

第20条 交通事故に伴う交渉および解決等は、利用者が石井町社協及び石井町(基幹町)と協議して行うものとする。ただし、運転者は事故処理の円滑を図るために協力しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は石井町社協会長が別に定める。

付 則 この要綱は平成18年10月1日から施行する。